

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年10月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

厚生年金保険関係 10件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900184号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900083号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月5日は30万円及び平成26年12月5日は70万9,000円とすることが必要である。

平成23年12月5日及び平成26年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月5日
② 平成26年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額30万円及び請求期間②において標準賞与額70万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できることから、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は30万円及び請求期間②は70万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900185号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900084号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月5日は39万3,000円及び平成27年12月4日は76万9,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月5日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額39万3,000円及び請求期間②において標準賞与額76万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は39万3,000円及び請求期間②は76万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900186号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900085号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年12月5日は78万円及び平成21年6月25日は4,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日及び平成21年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月5日
② 平成21年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額78万円及び請求期間②において標準賞与額4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は78万円及び請求期間②は4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900187号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900086号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年12月5日は67万8,000円及び平成27年6月25日は4万6,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月5日
② 平成27年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額67万8,000円及び請求期間②において標準賞与額4万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は67万8,000円及び請求期間②は4万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900188号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900087号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月25日は48万4,000円、平成26年6月25日は61万7,000円及び同年12月5日は17万5,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日、平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月25日
② 平成26年6月25日
③ 平成26年12月5日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額48万4,000円、請求期間②において標準賞与額61万7,000円及び請求期間③において標準賞与額17万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る

厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳から、請求期間①は48万4,000円、請求期間②は61万7,000円及び請求期間③は17万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900189号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900088号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年12月5日は66万3,000円及び平成27年6月25日は14万7,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月5日
② 平成27年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額66万3,000円及び請求期間②において標準賞与額14万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与

額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は66万3,000円及び請求期間②は14万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900190号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900089号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月25日の標準賞与額に係る記録を3,000円とすることが必要である。

平成19年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間において標準賞与額3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成18年*月*日から平成19年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900191号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900090号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月5日は30万1,000円、平成26年6月25日は54万1,000円及び同年12月5日は4万1,000円とすることが必要である。

平成24年12月5日、平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月5日
② 平成26年6月25日
③ 平成26年12月5日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額30万1,000円、請求期間②において標準賞与額54万1,000円及び請求期間③において標準賞与額4万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は30万1,000円、請求期間②は54万1,000円及び請求期間③は4万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900192号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900091号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年12月5日は71万5,000円及び平成27年6月25日は43万1,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月5日
② 平成27年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額71万5,000円及び請求期間②において標準賞与額43万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与

額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は71万5,000円及び請求期間②は43万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900193号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900092号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を62万7,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額62万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から62万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。